

一般社団法人日本在宅看護学会誌 投稿規程

1. 投稿者の資格

本誌への投稿資格は著者および共著者すべて日本在宅看護学会員とする。ただし、依頼原稿についてはこの限りではない。

2. 投稿原稿

- 1) 本誌の領域は、在宅看護およびその関連領域とする。
- 2) 投稿原稿の内容は、他の出版物（国内外を問わず）に未発表のものに限る。重複投稿は認めない。インターネット上で全文公開されている内容（機関リポジトリにおける学位論文の全文公開を含む）は、すでに発表されたものとみなす。
- 3) 投稿論文の著作権は日本在宅看護学会に帰属する。「誓約書・著作権移譲承諾書」には著者全員の記名および自著を要する。
- 4) 論文中には倫理的配慮について明記されていることとする。人が対象である研究は、主たる著者が所属する機関の倫理委員会の承認を得ていることとする。倫理委員会がない場合には、日本在宅看護学会等の研究倫理委員会の審査を受けていることとする。
- 5) 原稿の種類は、原著、研究、資料、総説である。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 原著は、科学的方法論に基づき、独創性や創意のある結論を導いている論文とする。
 - (2) 研究は、独創性や創意のある結論を導ける可能性をもつ論文とする。
 - (3) 資料は、在宅看護学の発展に寄与する価値があると考えられる論文とする。
 - (4) 総説は、研究論文の総括および解説などとし、学術的に価値ある論文とする。

3. 原稿の執筆要領

- 1) 原稿はMS-Wordで作成し、A4版横書きで、1行の文字数を40字、1ページの行数を40行とし、適切な行間をあける。本文および図表を含めすべて電子データ形式で作成し、各ファイルをオンライン投稿システムにアップロードする。原稿は本文および図表、文献を含め、16,000文字以内とする（図表はその大きさによって、1/4ページで500文字、1/2ページで1,000文字、1ページで2,000文字と換算する）。本文には必ず、通し行番号を付す。なお、この書式から大きく逸脱し、または制限文字数を大幅に超過する場合は返却することがある。
- 2) 投稿する論文は全て、オンライン投稿システム上に、表題、3～5語前後のキーワード、著者名、所属を日本語と英語で記載する。表題とキーワードは、本文の用紙の冒頭にも併せて記載する。
- 3) 投稿する論文は、論文の種類に関わらず、400字程度の和文要旨と3～5語前後のキーワードを付す。要旨は、[目的] [方法] [結果] [結論]の見出しを記載する。
- 4) 原著を投稿する場合には、和文要旨に加えて、300語程度の英文要旨および3～5語前後の英語のキーワードを付す。英文要旨は和文要旨と内容が一致しており、ネイティブ・チェックを受ける必要がある。
- 5) 原稿は原則として、和文のみとする。依頼原稿についてはこの限りではない。
- 6) 原稿は、目的、方法、結果、考察、結論などがわかるように記載する。文章の書き始めの番号は、I、II…、1、2…、1)、2)…、(1)、(2)…、の順とする。文中および図表中の数字は算用数字またはアラビア数字を用いる。
- 7) 文章は新仮名づかいを用い、句読点、括弧などは1字とする。外国語は活字体を使用し、アルファベットおよび数字は半角1字とする。句読点は、「、」「。」を使用する。

- 8) 人名・地名などは原則として原語を用いる。外来語はカタカナを用いる。太字やイタリック体などの特殊字体を用いる場合は、判別可能なように表記する。
- 9) 図表はモノクロ（白黒）で作成し、図表番号と図表タイトルを明記する。図表は、本文とは別の電子データファイルとして作成し、オンライン投稿システムにアップロードする。表は基本的に横線のみで表示し、縦線はすべて消す。数字は正の数、負の数に関わらず、同列内の小数点の位置、小数点以下の桁数（有効数字に応じて）をそろえる。なお、印刷・製版に不適當な図表は書き換え、削除を求めることがある。
- 10) 文献の記載方法は以下に従う。

(1) 本文中の文献記載方法

- ① 本文中には、著者名（姓）と著者名の後に発行年次を括弧表示する。文末に記載する場合は、著者名（姓）と発行年次を括弧表示する。著者2名までは全員記載し、3名以上は筆頭著者名のみを記載し「・・・ら」と記載する。
- ② 複数論文については、同著者の場合は発行年順に列記しカンマ（,）で区切る。異なる著者の場合は、筆頭著者（姓）のアルファベット順に列記し、セミコロン（;）で区切る。
- ③ 翻訳書の場合は、原著者のみ表記する。

(2) 文献リスト欄の記載方法

- ① 引用リストは、著者名（姓）のアルファベット順に列記する。ただし、同著者の文献は、発行年順に記載する。著者名、編者名は3名までは全員を記載、4名以上の場合は最初の3名を記載し、日本語文献では「他」、外国文献では「…, et al.」とする。同じ著者の同じ発行年の文献が複数ある場合は、発行日の古い順に年の後ろに a, b, c… と付けて並べる。
- ② 文献リストの記載方法は、以下の通りとする。
 - i 雑誌の場合
著者名（発行年次）表題：雑誌名， 卷（号）， ページ.
 - ii 単行本の場合
著者名（発行年次）表題：編者名， 書名， 版数（初版は省略可）， ページ， 出版社， 発行地.
 - iii 翻訳書の場合
原著者名（発行年次）／翻訳者（翻訳書の発行年次） 翻訳書名：版数（初版は省略可）， ページ， 出版社， 発行地.
 - iv Web サイト、Web ページの場合
著者名（投稿・掲載の年月日） Web ページの題名：Web サイトの名称， <http://www.xxxxxxx>
（参照 年－月－日）

11) 利益相反

著者全員について、投稿時から遡って過去1年以内での発表内容に関する企業・組織または団体との利益相反状態をオンライン投稿システムに入力する。当該研究の遂行や論文作成において、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を記載する。利益相反状態が存在しない場合には、本文中に「本研究における利益相反は存在しない」と記載する。

4. 投稿手続

- 1) 論文の投稿はオンライン投稿システム「Editorial Manager」で行なう。
- 2) オンライン投稿システムに沿って、必要事項を入力する。
- 3) 原稿の執筆要領に沿って作成した論文原稿、図、表とともに「誓約書・著作権移譲承諾書」をオンライン投稿システムにアップロードする。

5. 投稿原稿の受付および採否

- 1) 投稿原稿の受付日は、オンライン投稿システムに投稿された日とする。ただし、本投稿規程に従っていないものは、受け付けないことがある。
- 2) 投稿原稿の採否は査読を経て編集委員会で審議し決定する。ただし、原稿が掲載される水準と合致しない場合は、査読を経ずに編集委員会で審議し不採択と決定することがある。
- 3) 改訂稿の修正投稿期限は査読結果の通知から、2ヶ月とする。修正投稿期限を過ぎても再投稿が行われな
ない場合には、取り下げ扱いとする。ただし、投稿者から期限延長に係る申し出がある場合はそれを考慮す
ることがある。なおこの原稿について新たな投稿は妨げない。編集委員会で修正を求められ再投稿する場
合は、修正箇所を下線等で明示した原稿と、指摘された事項への対応を具体的に説明する回答書をつける。
- 4) 掲載決定後に、責任著者は必要な別刷り部数（著者実費負担）を指定する。

6. 著者校正

査読を経て、編集委員会で受理された投稿原稿については著者校正を1回行う。ただし、校正の際には、編
集委員会からの加筆・修正依頼以外の著者による加筆・修正は原則として認めない。

7. 著作権

- 1) 本学会の承諾なく、他誌に転載することを禁ずる。
- 2) 著者・共著者の所属機関のリポジトリ等に当該投稿論文を掲載する場合には、別途申請し許可を得る必
要がある。

附則

本規程は、2015年12月1日から施行する。

本規程の改定は、2019年4月1日から施行する。

本規程の改定は、2019年6月1日から施行する。

本規程の改定は、2019年8月11日から施行する。

本規程の改定は、2022年7月25日から施行する。

本規程の改定は、2022年9月29日から施行する。

本規程の改定は、2023年7月24日から施行する。

本規程の改定は、2024年10月30日から施行する。

本規程の改定は、2025年6月17日から施行する。

本規程の改定は、2026年1月19日から施行する。